

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和5年8月30日（水）

午後1時30分～午後2時12分

場 所：防災コミュニティセンター大会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、大木学校教育課長、村松社会教育課長

露木学校教育課副課長、石井指導主事、二見図書館長、二宮美術館長  
神保学校教育課管理係長、村田社会教育課スポーツ振興係長

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

山田委員はオンラインによる出席となります。よろしくお願ひします。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年湯河原町教育委員会8月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、深澤委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件(2)協議事項 協議第18号 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表についてにつきましては、委員会内で検討などを要する案件でございます。次に協議第20号 令和5年度9月補正予算(第4号)(案)についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な要素がございます。次に報告(6)町立湯河原美術館関係資料寄贈申し込みについてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。以上3件の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和5年7月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和5年7月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和5年7月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和5年7月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和5年7月教育委員会定例会議事録については承認されました。

## 案 件

### (1) 議決事項

議案第20号 令和5年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日について

菅沼教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第20号 令和5年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第20号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第20号 令和5年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日について 説明)

- ・教職員の働き方改革推進の一環として、令和5年度の冬季休業中に、学校閉庁日に準じ、日直及び宿直を置かない日を設定するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。4日間というのは昨年度と同じですが、年内には12月25日に、年明け後は1月5日に日直が置かれます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第20号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和5年度幼稚園の冬季休業中における日直を置かない日について

菅沼教育長 次に議案第21号 令和5年度幼稚園の冬季休業中における日直を置かない日についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第21号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第21号 令和5年度幼稚園の冬季休業中における日直を置かない日について 説明)

- ・町立幼稚園教職員の働き方改革推進の一環として、令和5年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日に準じ、日直を置かない日を設定するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第21号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第19号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について

菅沼教育長 次に(2)協議事項 協議第19号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 協議第19号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第19号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について 説明)

- ・対象世帯、支給額、支給方法 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第19号を挙

手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定されました。

協議第21号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（リビエラ未来創りプロジェクト）

菅沼教育長 次に、協議第21号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（リビエラ未来創りプロジェクト）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 協議第21号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第21号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（リビエラ未来創りプロジェクト） 説明）

・第4回リビエラSDGs作品・マンガ大賞

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第21号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定されました。次の承認手続きに入らせていただきます。

協議第22号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（湯河原俳句協会）

菅沼教育長 次に、協議第22号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（湯河原俳句協会）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 協議第22号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第22号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（湯河原俳句協会） 説明）

・俳句入門講座

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第22号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定されました。次の承認手続きに入らせていただきます。

協議第23号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益社団法人スコ  
ーレ家庭教育振興協会）

菅沼教育長 次に、協議第23号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益社団法人スコレ家庭教育振興協会）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 協議第23号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第23号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益社団法人スコレ家庭教育振興協会） 説明）

- ・スコレ家庭教育講座

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第23号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定されました。次の承認手続きに入らせていただきます。

報 告

（1）湯河原町長職務代理者について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。（1）湯河原町長職務代理者について、事務局から報告をお願いします。

富士川参事 資料1をお願いします。

（資料に基づいて、湯河原町長職務代理者について 報告）

- ・町長の職務を代理する者、町長の職務を代理する期間

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

- (2) 「学校施設の適正配置に関する考え方」に関する意見募集について

菅沼教育長 次に、(2) 「学校施設の適正配置に関する考え方」に関する意見募集について、事務局から報告をお願いします。

神保学校教育課管理係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、「学校施設の適正配置に関する考え方」に関する意見募集について報告)

- ・募集期間、提出方法、提出場所

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

西山委員 町民の広い範囲からご意見を求めるということで、私も幼稚園・保育園の保護者からも云々と言った記憶がありますが、いま事務局からの説明で、すでに幼稚園・保育園の保護者にも通知されているとお聞きしました。一人でも多くの方のご意見を吸い上げるという意味でも、ぜひこの形式で進めていただきたいなと思います。

菅沼教育長 地方紙にも出てましたし、タウンニュースというのにも出ていました。

深澤委員 現在5件の意見が提出されたということです。募集期間は延ばさないんですか。

富士川参事 期間については、この計画のようにやらせていただきたいと思っております。

ただ、宮上幼稚園からのご意見として、募集期間が夏休みに入っていたので、幼稚園が始まってからの方がいいのではないかとということで、10日まで意見募集をすることが可能です。

深澤委員 件数によっては延ばしたりするんですか。

富士川参事 いまのところ、宮上幼稚園は電子申請で9月10日まではできますが、そこまでしか考えておりません。

菅沼教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

- (3) 町議会9月定例会一般質問について

菅沼教育長 次に、(3) 町議会9月定例会一般質問について、事務局から報告をお願いします。

富士川参事 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、町議会9月定例会一般質問について 報告)

・福浦幼稚園における給食の提供について、湯河原町民体育館の施設利用について  
菅沼教育長 報告が終わりました。9月7日に一般質問が予定されておりまして、質問と回答のやりとりがなされます。何か質疑等はございますか。

貴田委員 「福浦幼稚園における給食提供について」の(2)の給食提供についてですが、私もこのことについては、前向きに検討していきましょうということだったと記憶しております。この話はもう10年近く出続けていますが、なかなか実現できずにいるという認識です。実施する・しないは別として、何か障がいがあるんでしょうか。

富士川参事 あり方の中では、今後検討していきますとお示しさせていただいております。給食施設をどうするのか、それに伴う調理員のほか、東台福浦小学校で給食を提供するとなりますと、味付けや分量が減るとか減らないとか、人員を増やすのかなど、何も詰めておりません。あとは許認可的なことで保健所への申請など、いろいろな手続き的なこともあるということです。そういったことから、ずっと実施できずにいるということだと考えております。

貴田委員 いま幼稚園児は10人もいないので、現状の施設を使って提供するのは、申請関係では難しいことではないんじゃないかと思っています。何か大きな問題があるんじゃないかと思っていました。石井先生が校長先生のとときからも、そういう話がありましたよね。

石井指導主事 私がおりましたとき、栄養士さんの方々でご相談しました。そのときに、小学校の給食を幼稚園の園児に同じメニューであげるということではないんですと言われました。栄養価が違います。つまり、小学校6年生までの栄養価のものを、幼稚園児にあげることはできないから、違うものをつくらないといけない。そのときには、あそこの施設においては、人数が少ないとは言え、幼稚園児向けのを新しくつくるのは難しいんですと言われたときに腑に落ちました。申請や許可の問題もあったかと思いますが、それ以上広がりませんでした。

貴田委員 なるほど、わかりました。人数が少ないとは言え、そういうことも考えていかなければいけないということですね。

西山委員 体験給食のようなものは、年に何回かあるんです。私立の宮上幼稚園では、そういうことはないですね。そういった部分もネックというか、なかなか前に進められない一因かも知れないですね。

菅沼教育長 給食の提供をできるかできないかといったら、できるんです。そのやり方をいろいろ模索しなければいけないということです。スペース的な面であれば、いま学校のあり方を検討しているんだから、適正配置の考え方の中には、町としては全体的に給食を推進しますと、幼稚園については検討しますとはっきり書いてあります。

ただ、そこで単独で動いていくのではなくて、学校のあり方を考えているので、その中で可能であれば、採用していこうかという考え方ですね。

他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

#### (4) 令和5年度湯河原町民レクリエーションの集いについて

菅沼教育長 次に、(4) 令和5年度湯河原町民レクリエーションの集いについて、事務局から報告をお願いします。

村田社会教育課スポーツ振興係長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度湯河原町民レクリエーションの集いについて 報告)

・日時 令和5年10月8日(日) 9時30分開会

菅沼教育長 報告が終わりました。11地区ですが、参加は10チームということになっております。減った競技もあります。コロナと天候の関係で、4年実施できておりませんでした。何か質疑等はございますか。

貴田委員 4年ぶりということや、区会のご意見もあり、縮小方向でプログラムをつくられたんですが、今年やってみて、小学生の競技をもっと増やした方がいいねとか、拡大方向の変更があるという認識でいいですね。あまり縮小だと寂しくなるなと思っております。

菅沼教育長 可能性はゼロではないと思いますが、拡大は相当厳しいと思います。実行委員会の中で話し合っていたことも、将来に向けて、どことどの区がくつつくのかというものもありました。現在も、区会は11ですが、温泉場と奥湯河原が一緒になって10チームになっていますが、2つぐらいずつくつついたら、ある程度人数が確保できるんじゃないかという話が出ています。そういう意味合いでの縮小はあるでしょうけど。その中で、チーム数は減ったけど、人数が確保できるから、競技種目を増やそうというのはあるかも知れないですね。ただ、いまの10チームで競技を増やすというのは、たぶん厳しいと思います。人が足りないというのが理由なんです。ですから、貴田委員がおっしゃるように、お子さんがたくさん来て、子どもの競技が少ないから、これを復活しよ



うというのはあるかも知れないですけど、総じて増えるというのは、なかなか厳しいかなと思います。

貴田委員 来年以降も盛り上げていきたいですね。

菅沼教育長 他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

(5) 令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について

菅沼教育長 次に、(5) 令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について、事務局から報告をお願いします。

村松社会教育課長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について報告)

・今回27回目、令和5年8月12日から13日

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

貴田委員 やっさ大賞の受賞、おめでとうございます。

菅沼教育長 3回目なんです。前回いただいたときには、2年連続でした。

貴田委員 すごく権威のある賞なんじゃないかなと思います。

村松社会教育課長 今回、踊るのが一番最後だったんです。遅くまでだったんですけど、盛り上がりました。

菅沼教育長 小学生だったんですけど、踊りが土曜日のトリだったんです。来年は受け入れる方ですね。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 その他に入ります。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 以上で、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。

